

○大阪府災害救助法施行細則

昭和四十四年八月二十九日

大阪府規則第四十八号

大阪府災害救助法施行規則をここに公布する。

大阪府災害救助法施行細則

大阪府災害救助法施行細則(昭和二十三年大阪府規則第二十四号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「政令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和二十二年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇規則五八・一部改正)

(救助の実施の公示)

第二条 知事は、法による救助(以下「救助」という。)を開始したときは、速やかに当該救助を開始した市町村の区域、救助の種類その他救助の実施に必要な事項を公示する。

(昭五六規則五五・昭六〇規則五八・平元規則四九・一部改正、平一二規則二二・旧第三条繰上)

(救助の程度、方法及び期間)

第三条 政令第九条第一項の救助の程度、方法及び期間は、別表第一のとおりとする。

(昭六〇規則五八・一部改正、平一二規則二二・旧第五条繰上・一部改正)

(実費弁償の額)

第四条 政令第十一条の実費弁償の額は、別表第二のとおりとする。

(昭六〇規則五八・一部改正、平一二規則二二・旧第六条繰上)

(扶助金の支給基礎額)

第五条 政令第十四条第二項第二号及び第三号の規定による扶助金の支給基礎額は、別表第三のとおりとする。

(平一二規則二二・旧第七条繰上)

(物資の保管等に関する公用令書等)

第六条 省令第一条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書(以下「公用令書等」という。)の様式は、次のとおりとする。

- 一 公用令書 様式第一号
- 二 公用変更令書 様式第二号
- 三 公用取消令書 様式第三号

2 知事は、前項第一号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳(様式第四号)に登録する。

3 知事は、第一項第二号又は第三号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に変更事項及びその理由又は取消理由を記録する。

(昭五六規則五五・昭五八規則五六・昭六一規則五九・一部改正、平一二規則二二・旧第八条繰上)

(受領書)

第七条 公用令書等の交付を受けた者は、その公用令書等に添付した受領書に、受領年月日を記入し、署名及び押印をして直ちにこれを返さなければならない。

(昭六一規則五九・一部改正、平一二規則二二・旧第九条繰上)

(受領調書)

第八条 省令第二条の規定により物資の引渡しを受けた当該職員が受領調書(様式第五号)を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

2 受領調書は二通作成し、当該職員及びその作成に立ち合った所有者又は占有者はこれらに署名し、及び押印しなければならない。

(昭五六規則五五・昭六一規則五九・一部改正、平一二規則二二・旧第十条繰上、平一九規則四七・平二五規則七・一部改正)

(立入検査員の証)

第九条 法第二十七条第四項の証票は、災害救助法第二十七条に基づく立入検査員の証(様式第六号)とする。

(昭六〇規則五八・全改、平一二規則二二・旧第十一条繰上)

(従事に関する公用令書等)

第十条 省令第四条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次のとおりとする。

一 公用令書様式第七号

二 公用取消令書様式第八号

2 知事は、前項第一号の公用令書を交付した後、省令第四条第一項各号に掲げる事項を変更するときは、公用変更令書(様式第九号)を交付する。

3 知事は、第一項第一号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第十号)に登録する。

4 知事は、第一項第二号又は第二項の公用取消令書又は公用変更令書を交付したときは、救助従事者台帳に取消理由又は変更事項及びその理由を記録する。

(昭五八規則五六・昭六〇規則五八・一部改正、平一二規則二二・旧第十二条繰上)

(受領書に関する規定の準用)

第十一条 第七条の規定は、前条第一項又は第二項の公用令書若しくは公用取消令書又は公用変更令書の交付を受けた場合について準用する。

(平一二規則二二・旧第十三条繰上、平二一規則七七・平二五規則七・一部改正)

(従事不能届書の添付書類)

第十二条 省令第四条第二項の規定による届出には、次の書類を添付しなければならない。

一 負傷又は疾病により従事することができない場合医師の診断書

二 天災その他避けられない理由により従事することができない場合市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(昭五六規則五五・一部改正、平一二規則二二・旧第十四条繰上)

(損失補償等の請求書)

第十三条 省令第三条に規定する損失補償請求書及び省令第五条に規定する実費弁償請求書の様式は、様式第十一号による。

(平一二規則二二・旧第十五条繰上)

(扶助金の支給申請書)

第十四条 省令第六条に規定する扶助金支給申請書の様式は、様式第十二号による。

2 前項の扶助金支給申請書には、省令第六条第二項の所要書類のほか、障害扶助金、遺族扶助金又は葬祭扶助金に係る申請書にあつては第一号に掲げる書類を、休業扶助金に係る申請書にあつては第一号及び第二号に掲げる書類を、打切扶助金に係る申請書にあつては第一号及び第三号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 政令第十四条第二項の支給基礎額の認定のため知事が指示する書類

二 療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は疾病にかかったため従前得ていた収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

三 療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

(昭五八規則五六・昭六〇規則五八・一部改正、平一二規則二二・旧第十六条繰上、平二五規則七・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四五年規則第一〇〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四六年規則第五九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四七年規則第七四号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

附 則(昭和四八年規則第八四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四八年規則第九九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年規則第七〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年規則第九五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五〇年規則第五八号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

附 則(昭和五一年規則第九三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五二年規則第五三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五四年規則第四〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年規則第七一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五六年規則第五五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第三六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五八年規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五九年規則第六七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第五八号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則(昭和六一年規則第五九号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則(昭和六二年規則第七二号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則(昭和六三年規則第六三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則(平成元年規則第四九号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則別表第一及び別表第二の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附 則(平成二年規則第四七号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則(平成三年規則第四六号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則(平成四年規則第六六号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附 則(平成五年規則第六一号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附 則(平成六年規則第六二号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則(平成七年規則第六四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則の規定は、平成七年四月一

日から適用する。

附 則(平成九年規則第七五号)

(施行期日)

1 この規則は、平成九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成一〇年規則第七号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則別表第一及び別表第二の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則(平成一〇年規則第七八号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則別表第一及び別表第二の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附 則(平成一二年規則第二二号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の大阪府災害救助法施行細則別表第一及び別表第二の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則(平成一四年規則第一号)

この規則は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第四二号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則別表第一及び別表第二の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附 則(平成一六年規則第一九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年規則第六三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則別表第一埋葬の項及び死体の処理の項の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附 則(平成一七年規則第一二一号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則(別表第一収容施設の供与の項の改正規定(「二百四十三万三千円」を「二百三十八万五千円」に改める部分に限る。)を除く。)による改正後の大阪府災害救助法施行細則別表第一収容施設の供与の項及び学用品の給与の項の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

附 則(平成一八年規則第一九号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第一一〇号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府災害救助法施行細則別表第一埋葬の項の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

附 則(平成一九年規則第四七号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第六九号)

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則(平成二一年規則第七七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一(第三条関係)

(昭四五規則一〇〇・昭四六規則五九・昭四七規則七四・昭四八規則九九・昭四九規則四・昭四九規則七〇・昭四九規則九五・昭五〇規則五八・昭五一規則九三・昭五二規則五三・昭五三規則六〇・昭五四規則四〇・昭五五規則七一・昭五六規則五五・昭五七規則三六・昭五八規則五六・昭五九規則六七・昭六〇規則五八・昭六一規則五九・昭六二規則七二・昭六三規則六三・平元規則四九・平二規則四七・平三規則四六・平四規則六六・平五規則六一・平六規則六二・平七規則六四・平一〇規則七・平一〇規則七八・平一二規則二二・平一四規則一・平一五規則四二・平一六規則一九・平一六規則六三・平一七規則一二一・平一八規則一一〇・平二一規則七七・平二五規則七・一部改正)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
収容施設 の供与	避難所	<p>一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。</p> <p>二 学校、公民館等既存建物に収容するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して収容する。</p> <p>三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>イ 基本額 避難所設置費一人一日につき 三百円</p> <p>ロ 加算額(冬期(十月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。)に限る。)別に定める額</p>	災害発生の日から七日以内
	応急仮設住宅	<p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容する。</p> <p>二 一戸当たりの規模は二十九・七平方メートルを基準とし、その設置のために支出することができる費用は二百四十万千円以内とする。</p>	完成の日から二年以内

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
収容施設の 供与	応急仮設住宅	<p>三 同一敷地内又は近接する地域内に五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、一施設当たりの規模及びその施設のために支出することができる費用は、二にかかわらず、別に定める。</p> <p>四 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを二人以上収容し、並びに老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。</p> <p>五 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>六 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができる。</p> <p>七 災害発生の日から二十日以内に借上げを実施する。</p>	完成の日から二年以内
炊出しその他による食品の 給与及び 飲料水の 供給	炊出しその他による食品の 給与	<p>一 避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。</p> <p>二 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千十円以内とする。</p> <p>四 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、救助の期間内に三日分以内を現物により支給することができる。</p>	災害発生の日から七日以内
	飲料水の供給	<p>一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、水の購入並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から七日以内
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与		<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p>	災害発生の日から十日以内

救助の種類		救助の程度及び方法						救助の期間		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		ニ 光熱材料 三 支出することができる費用は、期別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲とする。						災害発生の日から十日以内		
		区分	期別	世帯区分					六人以上一人増すごとに加算する額	
				一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯			五人世帯
		被害を受けた世帯	夏期	円 一七、二〇〇	円 二二、二〇〇	円 三二、七〇〇	円 三九、二〇〇		円 四九、七〇〇	円 七、三〇〇
			冬期	二八、五〇〇	三六、九〇〇	五一、四〇〇	六〇、二〇〇		七五、七〇〇	一〇、四〇〇
により被害を受けた世帯	夏期	五、六〇〇	七、六〇〇	一一、四〇〇	一三、八〇〇	一七、四〇〇	二、四〇〇			
	冬期	九、一〇〇	一二、〇〇〇	一六、八〇〇	一九、九〇〇	二五、三〇〇	三、三〇〇			
		備考 「夏期」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬期」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。								
医療及び助産	医療	一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。 二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律						災害発生の日から十四日以内		

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
医療及び助産	医療	<p>第十九号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。</p> <p>三 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ハ 施術所による場合協定料金の額以内</p>	災害発生の日から十四日以内
	助産	<p>一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>三 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合慣行料金の百分の八十以内の額</p>	分べんした日から七日以内
災害にかかった者の救出		<p>一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から三日以内
災害にかかった住宅の応急修理		<p>一 災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>三 支出することができる費用は、一世帯につき五十二万円以内とする。</p>	災害発生の日から一月以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
生業に必要な資金の貸与	<p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸し付ける。</p> <p>三 貸し付けることができる金額は、次の範囲内とする。</p> <p>イ 生業費一件につき三万円</p> <p>ロ 就職支度費一件につき一万五千元</p> <p>四 貸付期間は二年以内で、利子は無利子とする。</p>	災害発生の日から一月以内
学用品の給与	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校)の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書</p> <p>ロ 文房具</p> <p>ハ 通学用品</p> <p>三 支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等生徒等正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校児童一人につき四千四百円</p> <p>(2) 中学校生徒一人につき四千四百円</p> <p>(3) 高等学校等生徒等一人につき四千八百円</p>	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内
埋葬	一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。	災害発生の日から十日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
埋葬	<p>二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺(附属品を含む。)</p> <p>ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>三 支出することができる費用は、一体につき大人二十万千円以内、小人十六万八千円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の搜索	<p>一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の処理	<p>一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置</p> <p>ロ 検索</p> <p>ハ 死体の一時保存</p> <p>三 検索は、原則として救護班によって行う。</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗淨、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき三千三百円以内</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <p>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</p> <p>(2) 既存建物を利用することができない場合 一体につき五千円以内</p> <p>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ハ 救護班により検索ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	災害発生の日から十日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<p>一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯につき十三万三千九百円以内とする</p>	災害発生の日から十日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	一 次の範囲内において行う。 イ 被災者の避難 ロ 医療及び助産 ハ 災害にかかった者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の捜査 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

別表第二(第四条関係)

(昭四八規則九九・全改、昭四九規則七〇・昭五〇規則五八・昭五一規則九三・昭五二規則五三・昭五三規則六〇・昭五四規則四〇・昭五六規則五五・昭五七規則三六・昭五九規則六七・昭六〇規則五八・昭六一規則五九・昭六二規則七二・昭六三規則六三・平元規則四九・平二規則四七・平三規則四六・平四規則六六・平五規則六一・平六規則六二・平七規則六四・平一〇規則七・平一〇規則七八・平一二規則二二・平一四規則一・平一五規則四二・平一六規則一九・平一六規則六三・平一八規則一九・平二〇規則六九・平二一規則七七・平二五規則七・一部改正)

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日 当	時間外勤務手	旅 費
政令第十条第一号から第四号までに掲げる者	医師及び歯科医師	二二、四〇〇円	日当の額を七・七五で除して得た額を勤務時間一時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第二十一条第二項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	一六、三〇〇円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	一七、〇〇〇円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	一六、三〇〇円		
	救急救命士	一四、七〇〇円		
	土木技術者及び建築技術者	一五、九〇〇円		
	大工	一六、〇〇〇円		
	左官	一五、六〇〇円		
	とび職	一八、一〇〇円		
政令第十条第五号から第十号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内		

別表第三(第五条関係)

(昭五〇規則五八・昭五六規則五五・昭六一規則五九・平一四規則一・一部改正)

対象者	支給基礎額
<p>政令第十四条第二項第二号に規定する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者でない者</p>	<p>事故発生の日前一年間におけるその者の所得(通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。)の額を三百六十五で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から一年間の所得の平均額を三百六十五で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。</p>
<p>政令第十四条第二項第三号に規定する救助に関する業務に協力した者</p>	<p>一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号。以下「警察協力者令」という。)第五条第二項に規定する額に相当する額とする。</p> <p>二 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第十四条第二項第三号に規定する協力者(以下「協力者」という。)の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、一の金額に警察協力者令第五条第三項に定める額を加算する。</p>

様式第1号(第6条関係)

(昭56規則55・昭61規則59・平元規則49・平9規則75・平14規則1・平25規則7・一部
改正)

公用令書		公用令書 (管理、収用、使用、保管)		第 号		
住所						
氏名		法人にあつては、名称及び代表者の氏名				
災害救助法第26条第1項の規定により、次のとおり				管理、収用、使用します。 保管を命じます。		
種類名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡時間	引渡場所
月 日 大阪府知事 印 (切取線)						
公用令書受領書		公用令書 (管理、収用、使用、保管)		第 号		
1 公用令書 上記令書を受領しました。 年 月 日 大阪府知事 様 住所 氏名 印						

様式第2号(第6条関係)

(昭56規則55・昭61規則59・平元規則49・平9規則75・平14規則1・平25規則7・一部
改正)

公用変更令書		公用令書 (管理、収用、使用、保管)		第 号		
住所						
氏名		法人にあつては、名称及び代表者の氏名				
災害救助法第26条の規定に基づき、 年 月 日第 号をもって発令した 公用令書は次のとおり変更します。						
種類名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡時間	引渡場所
年 月 日						
大阪府知事 印						
(切取線)						
公用変更令書受領書		公用変更令書 (管理、収用、使用、保管)		第 号		
<p>1 公用変更令書</p> <p>上記令書を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>大阪府知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>						

様式第3号(第6条関係)

(昭56規則55・昭61規則59・平元規則49・平9規則75・平14規則1・平25規則7・一部
改正)

公用取消令書		公用取消令書 (管理、収用、使用、保管)		第 号		
住所						
氏名		法人にあつては、名称及び代表者の氏名				
災害救助法第26条第1項の規定に基づく 年 月 日第 号の処分は、これを取り消します。						
種類名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡時間	引渡場所
年 月 日						
大阪府知事 印						
(切取線)						
公用取消令書受領書		公用取消令書 (管理、収用、使用、保管)		第 号		
<p>1 公用取消令書</p> <p>上記令書を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>大阪府知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>						

様式第4号(第6条関係)

(昭56規則55・昭61規則59・平14規則1・

資料13-2 被害状況等報告基準

被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認することができないが死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。	
	負傷者 〔重傷者 軽傷者〕	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。	
住家	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。	
住家の被害	全壊 〔全焼 全流失〕	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は主要構造部（壁、柱、はり、屋根、階段をいう。以下同じ。）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも。	
	半壊 （半焼）	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のも。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも又は住家の主要構造部分の被害がその住家の時価の20%以上50%未満のも。	
	一部破損	破損の程度が全壊及び半壊にいたらず、補修を必要とするもの。ただし、窓ガラス2～3枚割れた程度のもは除く。	
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したものと及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの。	
非住家の被害		非住家（住家以外の建物）のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、管公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水が浸かったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路	「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	

被害項目		報告基準
その他の被害	橋梁	「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川	「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	港湾	「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	船舶	「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し運行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	「電話」とは、通話不能となった加入回線のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道又は、簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生	建物、危険物、その他	火災発生件数はについては、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。
被害金額	公共文教施設	「公共文教施設」とは、公共の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

被害項目		報告基準
被害金額	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、地滑り防止施設、急斜面地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。